

令和6年度 第8回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和6年11月25日

令和6年度 第8回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年11月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克己
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子
	24 番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 非農地証明願承認について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 土地改良事業の届出について

報告第 5 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 それでは、ただいまより令和6年度丹波市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 （会長あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。

在任委員24名中、議席番号8番の山本委員から遅刻する旨、届けが出ております。出席委員は23名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号18番の田中委員、議席番号19番の野垣委員、両委員よりしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

事務局から。

○事務局 失礼いたします。事務局です。

本日お配りしております議案書の訂正がございます。

議案書2ページ目でございます。議案第1号、番号6番、書類不備により取り下げとなっております。議案書から抹消をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号5番、番号7番～番号32番 ～

～ 議案第1号 区分地上権設定 番号1番 ～

～ 議案第2号 賃貸借権・一時許可申請 番号1番 ～

～ 報告第2号 番号1番 ～

～ 報告第3号 番号2番、番号3番 ～

○議長 それでは、日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻です。

続いて、番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページ、10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件を満たしていることを確認しております。

利用計画は、水稻、黒大豆、小豆です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11、12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻、黒大豆です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号5番、番号7番～番号17番、番号31番、報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号12番につきましては、併議案件となっておりますので、山南地域委員会からも確認報告をお願いいたします。

只今、山本委員が出席されました。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

現在、譲受人が耕作している農地でありまして、引き続き水稻を栽培する計画になっております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番から番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲渡人の欄ですが、現在の登記名義人は、お亡くなりになっておられまして、法定相続人2名のお名前を記載しています。

続いて、番号8番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

こちらは水稻をされるそうです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は18ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

こちらは、現在は不作付地で、取得後は自分の栗を植えておられるところと隣接しますので、続いて栗を植えたいということです。

番号１０番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１９ページと２０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

現在も、譲受人が耕作されていたところを、このたび購入されて、引き続き水稻栽培をされるそうです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号１１番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

こちらも現在、譲受人が耕作されており、引き続き水稻を栽培していくということです。

番号１２番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２１ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 関連がありますので、番号３１番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号３１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４１ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１３番から番号１７番まで、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１３番は、農地を売買により取得し、果樹・野菜を栽培したいというもので、図面は２２ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

農機具につきましては、草刈機、それから耕運機を購入予定でございます。

番号１４番は、農地を売買により取得し、新たに農業に取り組みたいというもので、図面は２３ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

サツマイモと豆を計画しており、トラクターは所有されております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は24ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

栗の栽培を計画しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それと併せまして、67ページの農地の形状変更を報告します。

番号1番につきまして、議席番号〇番の〇〇が報告します。

番号1番の届出は、田から畑に変更して、地盤を少し高くして、土壌改良をして果樹園として整備したいという変更です。図面は24ページに示しています。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号16番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

作物につきましては、水稻の予定です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は26ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

作物は水稻です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番、番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番と番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番と番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番、報告第2号の番号1番の形状変更届について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第2号の番号1番、形状変更届について、御承知おきください。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号18番～番号22番、報告第3号、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいということなんですけども、27ページに図面を示しておりますが、隣接に〇〇の鉄塔が建っておりまして、そこは農地でないわけなんですけども、その隣に大きな田んぼは1筆であるということで理解をして、3月に、3条で許可をいただいていたんですけども、この小さな面積が従来の名義で残っておるということで、今回3条の申請をさせていただいています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１９番から番号２０番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号１９番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２８ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２８ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

なお、関連の報告第３号の番号２番を、議席番号○番の○○が補足をいたします。

番号２番は、農業用倉庫で、図面は２８ページに示しております。

経過書添付となっておりますが、譲渡人の父親が、昭和３８年頃から農業用倉庫として利用されていきました。今後も引き続き届出者が農業用倉庫として利用する旨の経過書が、提出されております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号２１番と番号２２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２１番と番号２２番の農地を交換によりお互い取得して、農業経営を続けるというもので、図面は２９ページに示しています。

野菜と果樹を引き続き栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

併せて、番号２１番については、申請地内に農機具置場があるために、２アール未満の届出が提出されています。図面は２９ページに示しています。

譲渡人の父が昭和４７年頃に設置したもので、今後も農機具置場として利用するという経過書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと聞きもらしたんやけど、農機具はどうするの。

○委員 はい。果樹園と野菜を作るということで、既に耕運機を１台購入されております。

○委員 はい。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番、報告第3号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

関連の報告第3号の番号2番について、御承知おきください。

番号21番、報告第3号の番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

関連の報告第3号の番号3番について、御承知おきください。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号23番～番号28番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号23番、番号24番、番号25番、番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号23番につきましては、農地を売買によって取得し、農業経営を拡大したいというものでございます。図面は30ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号24番は、農地を贈与によって取得し、農業経営を拡大したいというものでございます。

図面は３１ページ、３２ページ、３３ページに示しております。

今回、譲渡人から贈与によりこの農地を取得されるという申請でございます。譲受人はこの地域の担い手でありまして、これからも農業経営を拡大継続されようとしておられます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２５番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は３４ページに示しております。

譲受人につきましては、早くから当地において農業経営をしておりますが、田、畑をきちんと管理しております。

今回につきましては、露地野菜、それからビニールハウス栽培で野菜を作りたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２６番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は３５ページに示しております。

これにつきましては、栗を植えて管理したいということでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３６ページと３７ページに示しております。

この土地は、既に譲受人が耕作されており、それをそのまま耕作されるということになっております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号２８番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２８番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３８ページに示しております。

３８ページの図面を見てもらったら、その土地のすぐ隣、「拠点」とマーキングされています。ここは宅地ですけれども、ここも一緒に購入されており、今回申請されているところは、家庭菜園に利用されるということです。

ちなみに、譲受人は学生と書いていますけれども、この学生というのは、現在、○○の生徒という意味でございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認していま

す。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 １点だけ確認したいんですが、この畑と田んぼなんですけど、これ、入るときは家の敷地のところから入られるんですか。

○委員 隣が自分の家ですので、ここから入るということです。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２８番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第１号、番号２９番、番号３０番、番号３２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２９番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２９番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３９ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

これ、小規模な農地であるために、農機具等は必要とせず、野菜と花、花木を植えたいということで、シャベル、鍬等を用いて、手作業でやるということであります。

○委員 番号３０番、番号３２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３０番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は４０ページに示しております。

図面のとおり、空き家に附随する隣接農地を購入する予定です。

作物は、自家用野菜です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４２ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、をお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２９番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３０番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３０番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第1号の農地法第3条の規定による農地等の区分地上権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、区分地上権設定、番号1番、議案第2号、賃貸借権設定・一時、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議案第1号、番号1番についてと、議案第2号の番号1番を併わせまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

図面は44ページに示しています。

この申請は、農地の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用許可申請であり、事業者が一時転用の許可を受けて、営農型太陽光発電設備を設置し、農地の所有者が、下部の農地において営農を行うというもので、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるため、農地法第3条の区分地上権設定も併せての申請となっております。

転用面積は、営農型太陽光発電設備のパネルとパワコンの支柱、キュービクルの設置部分の合計面積となっております。

下部の農地では、ブルーベリーのポット栽培をする計画であり、営農計画書、栽培理由書、知見を有する者の意見書等が添付されております。

また、申請地の農地区分が、農振農用地であるため、農地法第3条第4項の規定に基づき、丹波市長に意見照会を行ったところ、農用地区域内に位置するが、農地として利用していくための転用目的が営農型太陽光発電設備であることから、丹波市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断できるので、当該地の一時転用はやむを得ないとの意見書が添付されております。

他の法令関係としましては、事業面積が5,000平米を超えているために、兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定により、兵庫県との事前協議を終え、事業計画届出書が提出されていることを確認しています。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまます。

なお、令和3年3月25日付け営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の取扱いの通知において、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、農地法第5条の申請者に対し、民法の地上権、またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するため、農地法第3条の許可に係る申請を同時に行うこと、となりますので、農地法第3条の地上権設

定も併せて、今回申請したということになります。

農地法第3条の許可については、同通知の中で、農地法第5条の許可と同日付で行うことになっています。兵庫県知事の農地法第5条の許可と同じ日付に合わせる必要があることから、農地法第3条許可の最終決定については、会長専決により処理していただいたらどうかと提案いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

大規模案件でございますので、現地調査を行っています。隣接する春日地域委員会より、確認報告を合わせてお願いいたします。

○委員 去る11月21日に現地確認をさせていただきました。特に、隣接の農地に支障がないという確認をさせていただきました。また計画も適正に担保されておりますので、特に異論がないということでございます。

そして、この辺の農地を適正に利用されるということを聞いております。具体的な農地の排水計画等もお聞きしました。

全体を通して問題ないをご報告いたします。

○議長 御報告をいただきました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

○○委員。

○委員 下の作物が、先ほどブルーベリーというような御報告でしたが、ブルーベリーいうたら、ある程度背丈は伸びるものなんでしょうか。

○委員 パネルとパネルの間に、ポットを設置します。ですので、伸びても間から出てきます。

○委員 なるほど。タテ型みたいになるの。

○委員 いえいえ。パネルとパネルの間に。

○委員 間から出てくるの。

○委員 はい。パネルは斜め向きです。

○委員 わかりました。その間から日が差すちゅうことやね。

○議長 よろしいですか。太陽光パネルがずっとこう並んで建って、一つおきぐらいに間を空けて、そういう格子状な感じで、パネルがあるってことです。

○委員 高さが2メートルになる。

○委員 2メートルになる。太陽光のパネルが。

○委員 大分高いやつ。

○委員 人より高いやろな。

○議長 いいですか。続けて○○委員。

○委員 これ、ブルーベリーなんですけど、ポット栽培なんで、一応パネルの高さが2メートル。それで、ブルーベリーは150センチメートルか160センチメートルぐらいの高さで栽培して、700株で700ポット植えるんで、50メートルぐらいの結構な長さがある。

○議長 ほかに質問等ありますか。○○委員。

○委員 ブルーベリーって、結構小さいときからたくさん水がたって、毎日のように水やらなあかんと思うんですけど、この譲受人の住所が市外になっていますが、その管理はどうするんですか。

○委員 水は、水道を引く予定で、そこから遠隔操作で散水をするシステムを作っているということを聞いております。

それで、将来的に、摘み取りが軌道に乗れば、地元での雇用も、そのときには考えようかなと聞いております。

○議長 よろしいですか。

栽培計画で、将来予想なんかも聞いておりますね。ひとつ御説明していただいていいですか。

○委員 来年、年明け早々に設置されたポットを、ポットを91株置いて2年目、3年目、4年目、5年目、6年目というふうにいただいております。2年目、3年目は、そんなに収穫は望めないであろうということで、6年目を目途に、700株のブルーベリーを栽培する計画になりまして、収量見込み、7年目あたりから80パーセント以上は見込めるということで、3年目あたりから出荷できるであろうということです。

○議長 よろしいですか。

○委員 最終見込み89.2パーセント。

○議長 収支の見込みにつきましては、3年目から少しずつ収量が増えまして、4年目、5年目と増えていきますので、6年目からはある程度の収量が見込めるという計画をされております。その後も増えていきますので、安定していくのではないかとということの計画になっております。

ただ、3年間で、こちらとしても確認が必要になりますので、その時点で見込める状況であるのかどうかというのは、地域委員会で、引き続き経過を観察いただくという対応で、説明をいただいております。

ほかに、質問等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようでございますので、採決をとります。

議案第1号の農地法第3条、区分地上権設定の番号1番につきましては、議案第2号の農地法第5条、賃貸借権設定・一時の番号1番の転用許可期間に合わせるということになります。

お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条、区分地上権設定の番号1番については、許可すべきものと決定し、農地法第5条、賃貸借権設定・一時の番号1番の、兵庫県による処分決定日と同日、会長専決で許可書を交付することとし、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番は、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第1号の農地法第3条、区分地上権設定の番号1番については、許可すべきものと決定し、農地法第5条、賃貸借権設定・一時の番号1番の兵庫県による決定日と同日、会長専決で許可書を交付することとし、農地法第5条の賃貸借権設定・一時の番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番～番号8番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は48ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、かつおおむね500メートル以内に医療施設と教育施設が存在するため、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、現地を確認したところ、既に一部が造成されているため、始末書が添付されております。

内容は、昭和の時代に、無許可で農業用倉庫が建てられており、令和3年に取壊しがされ、基礎部分のみが残っておるという状態であるという内容の始末書でございます。現地もそのような状況を確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、番号2番は、売買により、一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は49ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、かつおおむね500メートル以内に医療施設と教育施設が存在するため、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号3番、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は50ページに示しています。

譲受人は、申請地の南側の土地及び地上建物と、進入路である東側の土地も同時に購入予定で、申請地を従業員及び来客用の駐車場として利用する予定です。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を設置したいというもので、図面は22ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号5番は、農地を売買により取得し、蓄電池用地として利用するための申請です。図面は51ページに示しています。

申請地の農地区分は、インターチェンジから90メートルに位置しており、第3種農地と判断されると考えます。

地元等の同意は得られていますが、申請地東側の土地所有者の同意書が提出できなかったため、疎明書の添付をされております。

なお、隣接農地の所有者は、市外在住です。

疎明書の内容は、9月1日から10月30日までの間、週1回の頻度で、隣接農地の所有者に同意をしていただくよう、電話連絡をしましたが、出ていただけないため、折り返し電話をいただくよう、留守番電話にメッセージを残すも、折り返し電話がありませんでした。

10月9日、譲渡人から、同意のお願い文書と転用事業の説明資料、それから同意書様式、それから返信用封筒を隣接農地の所有者に郵送するも、返送はありませんでした。

10月21日、再度譲渡人が同意のお願い文書と転用事業の説明資料、同意書様式、返信用封筒を、隣接農地の所有者に郵送するも、返送はありませんでした。

10月30日、譲受人担当者が、隣接農地の所有者の自宅を訪問すると、インターフォン越しに親族が対応され、当人に事情を説明しましたが、判断できないとの回答があり、同意のお願い文書と転用事業の説明資料、同意書様式、返信用封筒を郵便受けに投函し、返送をいただくよう伝えましたが、返送はありませんでした。

10月31日、譲渡人から隣接農地の所有者宅への電話連絡に親族が対応し、隣接農地の所有者の孫から、今般折り返しの電話をするとの回答を得ましたが、電話連絡はありませんでした。

11月1日、譲渡人、譲受人担当者が、隣接農地の所有者宅へ電話連絡を行い、折り返し電話をいただくよう、留守番電話にメッセージを残すも、折り返しの電話はありませんでした。

11月2日、再度譲受人担当者が、隣接農地の所有者の自宅を訪問すると、10月30日と同様、インターフォン越しに親族が対応され、前回同様判断できないとの回答があり、同意のお願い文書と、転用事業の説明資料、同意書様式、返信用封筒を郵便受けに投函し、返送をいただくよう伝えたが、返送はありませんでした。

やむを得ず、疎明書での対応となったということでございます。

地域委員会としましては、疎明内容を確認するため、11月13日、それから11月19日、それから11月21日と、担当委員である私のほうから、隣接農地の所有者宅へ電話連絡を行いました。しかしながら折り返し電話をいただくということはありません。留守番電話へのメッセージを残すも、待っておるんですけれども、折り返しの電話がありません。

以上の経過から、地域委員会としては、隣接農地の所有者へのこれ以上の事実確認は不可能であると判断、先ほどの疎明内容の添付資料から、申請者による一定の説明義務は果たしていると判断いたしました。

なお、計画では、高さ3メートル以内のコンテナ、蓄電池等が、境界から控えた形で配置されることになっており、日照・通風など、周辺農地の営農への支障や、災害の発生のおそれはないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、庭として利用するための申請です。図面は52ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 疎明書の件ですけど、明確な、これやから反対とか、いうことはわからへんね。相手から電話も折り返さないし、手紙も来ないし。

○委員 こちらから電話をしたら、留守ということで、時間帯を変えて、電話をさせていただいたんです。にもかかわらず返信の電話もありませんし。これ以上待っていても一緒だと思いました。

○委員 今月、市島地域でもあったんです。疎明書付きの申請が。その案件は、事業者に、再度本人に会いに行って、ちゃんと相手の要望を聞いて欲しいと伝えまして、今月は取下げたいと伝えました。やはりどういう理由で反対なんやということを聞いとくと、許可するにしても、せんにしても。

○委員 申し上げとるんですけれども、業者へ、私から。1回だけではあかん。数回は直接訪問のうえ話してきてくれということは伝えております。

また、13日の青垣地域委員会でも、現場へ来ていただきまして、現状の概要と、譲渡人にも来ていただいて、対策等について話をさせていただいておるんです。

それだけではダメだということで、青垣地域委員会の担当といたしまして、それ以降すぐ電話をさせていただいて。いろいろそのたびに話す内容も変えながら、留守番電話に伝言を残しますが、折り返しの電話がないんです。

○委員 家に本人はおってないんですか。出えへんということですか。

○委員 そうです。電話番号は、譲受人から探していただいて、そこに私も電話しましたけれども、留守電話に繋がるんですが、直接電話出られへん。事業者も本人に出会えへんかったらどうしようもない。

○議長 地域委員会としては、その辺の内容は確認されたということです。

どうですか。〇〇委員。

○委員 何であかんのかがわからん。

○議長 はい、〇〇委員。

○委員 その隣接農地の管理状況というのは、どんな感じなんですか。地主さんから預かっていましたけど。

○議長 〇〇委員、管理状況。

○委員 登記は畑なんですけど現状は雑種地のような状態で、草刈り等で譲渡人の方がされています。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

疎明書案件の取扱いについて。

〇〇委員。

○委員 隣接地との境がきちんと確認できるんですか。

○委員 はい。

○委員 県からの通達で、疎明書を添付いただいて、申請が出てきた場合、同意が得られられなかった理由を記載した文書を一緒に出せと書いてあるさかいに、反対する理由がわからなかったら、この疎明書はあかんのやないの。何で反対してるっていう明確な理由がなかったら。

○委員 反対かどうかはわからない。

○委員 反対とわかればはっきりするんですけど。

○委員 〇〇委員が言われたように、反対の理由と言われたけどね、今回の場合は、反対かどうかはわからない状態なので、委員としても対応ができない。隣接所有者から要望があって、それができませんというのはあるけど、今回はそれ以前の問題で、わかりませんって、簡単に言ったら、わかりませんよって感じやから、それでもそれは理由になってしまうんじゃないの。考え方によっては。

○議長 いくつかのやり取りの中で、反対という意味は示されていない。それから疎明書の中身については、説明いただいて、いろんな努力をされておるということを確認はできるかなというところかと思います。

○委員 委員さんのほうからお電話をされた際に、それに録音された内容というのは、農業委員会、農業委員の誰々、ということで、どういう趣旨の電話をしたんだということは、告げられておるんですね。その相手さんが、申請者側から、こういうことをしたい、蓄電池を設置したいとか、事業説明、それらの書類を送られているという。それが本当に送られとるかどうかという、事実かどうかということは、ちょっと確認できてないんじゃないかなと思うんです。送ったと言ってるだけ。

また、今度は電話していただいたときに、その相手方が、どういう趣旨でって、もう同じものだというふうに解釈されたら、同じ対応されてるってことなんですけど、その辺りはどうかかなと思ってるんですけど。

○委員 今、御質問いただきましたけれども、譲渡人が直接、連絡を取ろうとされたわけでございますので、今回の条件についての電話に出られないということですから、手紙というんですか。内容も記載されたものを、どういう趣旨で蓄電池を設置するのか。また蓄電池はどういうふうな建物で、どのような業務をするのかということを、封筒に入れて、郵送をされたというものでございます。

再度、それによっては、返信封筒等も入れて、それに対する意見と意向を調査されるという

のが、それも返ってこない。それから、譲渡人だけではなしに、譲受人さんのほうからも、直接蓄電池というのがどういうものなのかということ、迷われているんじゃないかとか、いうようなことも、中身がよう理解できてないというようなことがありますので、その辺についても、再度業者のほうがわざわざ出向いて、話をさせていただいたというような、理解をされているようでございます。

私としましては、譲渡人並びに譲受人さんが、それぞれこのご家族宛てに伝えようとしたことが、確実にそうなのかということも含めて、1回目の電話のときについては、譲渡人さんと一緒に話をし、連絡は譲渡人さんのほうに連絡をしてほしいと。2回目のときには、譲受人さんが業者のほうに対しまして、理由等を、いわゆる利用環境等のことについて、もし心配されていることがあった場合に、ここをこうしてということもあって、いわゆる業者のほうに連絡をしてほしいということを伝えました。

今でもなお、私から電話させていただいておりますのは、丹波市農業委員会の私の氏名と、携帯番号を、3回とも連絡をさせていただいて、向こうのご家族の電話には、いわゆる迷惑防止電話ということで、全て録音をさせていただきますというのが、音声で流れます。向こうからは、ピーっという音が終わった後に、話をしたということで、それで、蓄電池の話もさせていただいたというような状況で、それ以降は返事を待っているというような状況です。

○委員 すいません。疎明書の件には、農業委員としての役割は、この疎明書はもっと詳しく書いて申請する、内容は事実ですかというようなことも聞くわけです。そうですね。皆がそうやっておられます。

しかしながら、相手が全然出ないということになったら、それはもうどうしようもない。そこまでして出ないんだったら、何回もされていますので、出ないということは、それ以上待つとっても先進まんという考えで、青垣地域委員会はどうされたと思うんです。それはもうそれで正解やと僕は思うんですけどね。とりあえず農業委員会の役割は、もう当然やられていますので、それ以上することはできへんから、その辺で終わりということ。

○議長 よろしいですか。

○委員 できることはされているということですけど、責任さえ果たしたらええわじゃなくて、これはそもそもの趣旨は、トラブル防止ということですけども、それをどう防ぐのか我々は考えないかなのと違うかなということやと思いますけども。

ただ、かといって、それは許可できないとかいうふうにはならへんのかなということも思います。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

疎明書案件になると、こういうのはあることはありますので、その事実確認をさせてもらうというのがちょっと無理かなということで、それはされておるといふような御報告をいただいておりますということにいたしました。

○委員 郵便で書類を送られたということなんですけど、何か配達証明郵便みたいな形で、実際その書類を受領したっていう確認を取るような方法があると思うんですけど、その内容については、受け取ったら本人が、一応確認された、受け取られたという、受け取らんかったらその郵便物はそのまま返ってくるわけですけど、そういうふうな方法を採用する必要があるかなと思うんですけど、その辺のところ、どうですか。

○委員 ちょっと補足説明になるんですけど、郵送された場合と、それから直接相手さんの、隣

接農地のお宅まで行って、インターフォン越しに話をされて、内容と証明書をポストに入れさせてもらいますから、いうことで、そこまでされとるんですよ。それが返ってこない。返信用封筒まで作って、中に入れておられる。電話だけではないんです。

○議長 そのようなことで。よろしいですか。

○○委員。

○委員 今おっしゃったように、配達証明、どんなものでも、そういった後のトラブルを考えたら、そういうものをとるとか、それからポストに入れたとかいうんやったら、入れてるところを写真に撮るとか、仕事でそういうことしたことありますけども、やっぱりそういうことをしておかないと、後々の、ここまでのことをしたよということは証明できない。今もう、やりましたとおっしゃってることを信じて、聞いているという状態やと思うんで、その辺はそういうことを助言していただけることも必要かなというには感じてます。そうしなさいということではないですけども、はい。

○議長 それは疎明書の中の「これこれしました。」という内容の中に、そういう記述がありますとなおよいのか。

○委員 事実である確認は、私はようしませんね。

○議長 地域委員会としては、今の疎明書の内容について、確認しましたということだと思んですが、疎明書の取扱いについては、丹波市農業委員会としては、説明された内容で、疎明書の取扱いについては確認したということで、進めてはどうかというふうに思いますが、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ声あり）

それでは、いろいろと意見をいただいたんですが、採決に入りたいと思います。

番号５番について、許可相当と意見を付して、進達することとしたいですが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番につきましては、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定したいと思います。

今、疎明書の案件で、いろいろと意見いただいた取扱いについて、十分な、慎重な取扱い並びに、書き方につきましても、先ほどの意見が反映されるように、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

番号６番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号６番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号７番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号7番につきましては、農地を売買によって取得し、露天資材置場として利用するための申請です。図面は53ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。
この土地は、長い間耕作されてない農地であります。地元自治会としても、集落内にあり、また所有者も市外に転居されているということから、何とかしたいという思いを持っておられました。

今回集落内に事業者が露天資材置場として整備し、利用する意向でございます。

自社の露天資材置場が少なくなっていることから、また次の露天資材置場を整備して利用する、事業地として活用していきたいとの内容を確認しております。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がございませんので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は54ページです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と考

えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、地元説明会をされており、協定書は転用許可がされ次第結ぶと聞いております。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第 3 号 番号 1 番～番号 6 番 ～

○議長 議案第 3 号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 1 2 ページに示しています。

1 1 月 1 4 日に確認したところ、現地は納屋となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成 2 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 2 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５８ページに示しています。

１１月１３日に確認したところ、現地は店舗・作業場・倉庫・露天駐車場・露天資材置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号３番～番号５番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号３番と番号４番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は２８ページに示しています。

１１月１３日に現地を確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４４年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、番号４番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５９ページに示しています。

１１月１３日に現地を確認したところ、現地は公民館の敷地と、防火用水池や神社の敷地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号５番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号５番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は２９ページに示しています。

１１月１３日に確認したところ、現地は宅地の一部・倉庫・車庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断して、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しています。

11月12日の地域委員会において確認したところ、農業用資材置場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 ～

○議長 議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号5番まで、11月14日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番から番号51番まで、11月13日の氷上地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号５２番から番号６１番について、１１月１３日の青垣地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号６２番から番号７０番まで、１１月１４日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号７１番から番号８８番まで、１１月１２日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号８９番から番号１１５番まで、１１月１２日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしていると考えられます。

また、番号９４番と番号１１２番は高齢ですが、家族経営で若い方が中心になって作業をしております。

決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣、春日、山南、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第５号 ～

○議長 議案第５号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号朗読

○議長 各地域委員会から、確認報告をいただきますが、柏原地域におきましては、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番から番号３番まで、１１月１４日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号４番から番号１２番まで、１１月１３日の氷上地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１３番から番号１６４番について、１１月１３日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１６５番から番号１７６番まで、１１月１４日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 氷上、青垣、春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

〇〇委員。

○委員 青垣地域の番号１００番と番号１０６番、このような方式があるんやね。番号１００番と番号１０６番で、耕作者が県外と市外やけど。拠点となる家がこっちにあるかな。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

お問合せの件について、番号１００番、番号１０６番は農業の拠点が市内にあるかということですが、当該集落内に実家がございまして。番号７７番から番号１６４番まででございまして、こちらは令和６年の１０月１日に、地域計画が公告された地域でございまして。今回、この地域計画の目標地図に合致するような形で、権利設定をされております。

番号１００番、番号１０６番ともに、権利を設定する者、設定を受ける者が同一でございまして、それはもう前回も説明しましたとおり、いわゆる自分返しということでございまして、一旦中間管理機構に権利設定は行いうけども、当面の間は、自ら耕作するというパターンでございまして。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

〇〇委員。

○委員 春日地域の農地に青垣地域の方が権利設定を受けていますが、氷上地域の分は隣接してありますのでわかるんですけど、春日地域のほうにもあるんですけど、何か権利設定の理由が、そういうのがあるんでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

御質問のありましたところは、恐らく番号１７２番から番号１７５番、こちらの件であろうかというふうに存じます。権利の設定を受ける者の親戚が当該集落にございまして、これまでからこの集落で耕作をされております。今回、設定をする者から、続きのところでございまして、耕作して欲しいという依頼があったというふうに聞いております。ですので、急に出てきたわけではありません。これまでからも近接地で耕作がされている。また、親戚のお家があるということでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上、青垣、春日地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、氷上、青垣、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第１号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足等はありませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、届出者が自治会事業の用排水路改修工事のため、進入路として一時利用するものであります。

以上です。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足等はありませんか。

○委員 番号2番を、議席番号〇番〇〇が説明します。

この圃場につきましては、今年の2月に農地法第3条の申請で取得されたところでございまして、狭い圃場が2つあるんですけれども、作業効率が悪いということで、畦畔の除去をしまして、1枚として利用したいということでございます。

以上でございます。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から補足等はありませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

経過書でございすけれども、文中に土地の表示がございまして、下記記載の土地にある農業用倉庫は、私の亡き父が昭和50年頃に建設し、現在に至っております。当時、亡き父が農業委員会への届出をしたか否か、不明であるため、相続人である私が届出いたします。

この施設は、農業用倉庫として、引き続き私が使用いたします。つきましては、何卒受理いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号の農地法施行規則該当転用届つきまして、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、土地改良事業の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 質問等はありませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、土地改良事業の届出について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 報告第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はありませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、公共工事の届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました内容につきましては以上です。

ほか、何か意見等、ありませんでしょうか。

ないようですので、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 ほか、何かありませんか。ないようでしたら、本日もどうもありがとうございました。

新しいこの任期になって、多分大体半分ぐらいが終わろうとしています。これから、ややこしいことがあろうかと思いますが、その都度、確認しながら、審議していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

また、先日の選挙によりまして、議会のほうも変わってきておりますので、また新しい委員会では、市長さんから政策も出てくると思います。農業委員会としても、いろんな協力をしていけたらというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで終わりたいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年11月25日

議 長 

議事録署名委員（18番委員） 

議事録署名委員（19番委員） 